

# 緊急情報（Jアラート等）発信時の対応について

令和4年4月1日 北方町教育委員会

緊急情報が発信された場合、幼稚園は、Jアラートやラジオ、テレビ放送、インターネット等から、危険の状況を把握するとともに、園児の安全確保を最優先に考えて対応等を判断します。

つきましては、園児の安全確保を最優先にした対応を原則としますので、保護者や地域の皆様には、ご協力をお願いいたします。

Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合は次のとおりとします。

## (1) 園児が登園する以前に緊急情報が発信された場合

- ・ 保育開始前までに対象地域として「屋内避難の呼びかけ」があった場合は、安全確認ができるまで自宅待機とします。
  - ※ 各家庭においては、テレビやインターネット等で緊急情報が発令されているかどうか随時確認するなど、最新の情報収集に努めてください。
  - ※ 保育開始時刻については、幼稚園から「すぐメール」で保護者へ連絡します。

## (2) 園児が登園中に緊急情報が発信された場合

- ・ 自分の命を守るために適切な行動をとると同時に、落下又は通過したとの情報伝達を確認した後、自宅か幼稚園の近い方へ向かうようにしてください。
  - ※ 園児に対しては、園の命を守る訓練で自分の命を守るためにとるべき行動を指導するようにします。

## (3) 園児が登園してから緊急情報が発信された場合

- ・ 登園後に緊急情報が発信された場合は、次のように対処します。
  - \* 緊急情報が発信された場合は、園で危険を回避する行動をとるようにします。
  - \* 降園時に、緊急情報が発信されている場合は、降園を見合わせ、園に待機するようにします。
  - \* 降園時に、園児が安全に帰宅できると認められる場合は、保護者への引き渡しを行います。